

佐賀県告示第三百七十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十二年十月二十九日

佐賀県知事 古 川 康

その(一)

一 名称

呼子特定猟具使用禁止区域

二 区域

唐津市呼子町殿ノ浦の国道二百四号名護屋大橋と同市の海岸線との交点を起点とし、同所から海岸線を北へ進み小友漁港の西側の防波堤に至り、同所から南へ進み市道坊山小友線に至り、同所から同市道を西へ進み国道三百八十二号との交点に至り、同所から国道二百四号と市道呼子環状東線との交点に至り、同市道を南へ進み県道鎮西唐津線と県道肥前呼子線との交点に至り、同所から県道肥前呼子線を西へ進み国道二百四号との交点に至り、同国道を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域及び加部島全域

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

その(二)

一 名称

相知特定猟具使用禁止区域

二 区域

唐津市相知町相知の国道二百三号と県道平山相知線との交点を起点とし、

同県道を南西へ進み市道緑山線との交点に至り、同市道を東へ進みＪＲ唐津線との交点に至り、同線を西へ進み県道平山相知線との交点に至り、同県道を南へ進み市道平山・佐里線との交点に至り、同市道を西へ進み市道杉野線との交点に至り、同市道を北へ進み県道山崎西相知停車場線との交点に至り、同県道を北東へ進み国道二百三号との交点に至り、同国道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

その(三)

一 名称

筑後川河川敷特定猟具使用禁止区域

二 区域

福岡県と佐賀県の境界と鳥栖市の市道下野中央線との交点を起点とし、同所から同市道を北東に進み市道上分島線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み下野揚水機から新宝満川を東に横断し福岡県と佐賀県の境界に至り、同所から同境界を南に進み起点に至る線で囲まれた区域及び福岡県と佐賀県との境界と三養基郡みやき町の筑後大堰管理橋との交点を起点とし、同所から同橋を北に進み国道二百六十四号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み県道江口長門石江島線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み福岡県と佐賀県との境界との交点に至り、同所から同境界を南に進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器